

## 第51回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日時 平成19年7月9日(月) 13:15～14:00

場所 事務局第3会議室（4階）

### 議題1．教員の人事事項について（資料1～6）

[出席評議員] 25名

吉田

皆川、面高、中山、木部、岡部、河原、内田、清原、小田、濱田、植村、鳥居、  
福井、住吉、前田、岩元、松岡、杉原、緒方、山中、青木、早川、中河、谷口

[欠席評議員] 5名

愛甲、渡部、宮嶋、田中、高松、

[オブザーバー]

脇田、前田

[事務局]

(部長)小椋

(課長)猪村、執行

はじめに学長から、本件については評議員のみで審議し、オブザーバー出席は、脇田監事、前田学長補佐（法務担当）、総務課及び人事課の関係職員のみとし、守秘義務がある旨の説明があった。

### 議題1．教員の人事事項について（資料1～6）

学長から、学会費横領事案について、職員懲戒規則第4条第1項により審議願いたい旨諮られた。

審議するにあたり、事実関係の確認及び処分の種類、量定等を検討するため、職員懲戒規則第2条に基づき、懲戒に関する調査委員会を設置した旨の説明があった。

調査委員会で調査・審査した結果について、審査説明書(案)及び調査報告書に基づき、皆川総務・情報担当理事から説明があった。

次に、前田法務担当学長補佐から処分量定についての説明、皆川理事から本学の過去の処

分状況、他大学の処分状況等についての報告があり、意見交換の後、原案のとおり了承された。

この結果、職員就業規則第52条第1項第4号、第5号及び第8号により懲戒処分とすることとし、その懲戒については、同規則第51条第1項第2号により諭旨解雇とし、審査説明書を、本日付けで交付することとなった。

また、処分の決定にあたり、審査説明書受領後14日以内に陳述の請求ができる旨説明があり、

- ・陳述の請求があった場合は、再度臨時の教育研究評議会を開催する必要があること。
- ・陳述の請求が無かった場合は、役員会の議を経て学長が処分の発令を行うこと。
- ・本日中に、事案の概要について記者発表を行う予定であり、その資料については、後ほど各評議員へ送付する。これについては、今後も同様の処理を行うので、各部局等における概要説明、啓発活動に利用願いたい。

等について説明があった。

#### 配付資料

- 資料1．審査説明書(案)（終了後回収）
- 資料2．懲戒に関する調査委員会「調査報告書」(終了後回収)
- 資料3．職員就業規則（抜粋）
- 資料4．職員懲戒規則
- 資料5．職員懲戒規則第6条に基づく懲戒処分の指針
- 資料6．職員の懲戒に関する調査委員会要項